

改正

平成24年9月28日規則第24号

平成27年3月31日規則第19号

平成27年4月1日規則第23号

平成27年9月30日規則第48号

平成29年12月28日規則第41号

令和元年5月31日規則第4号

令和4年2月18日規則第6号

令和5年5月25日規則第48号

立川市景観条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）、景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）及び立川市景観条例（平成23年立川市条例第25号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法、省令及び条例において使用する用語の例による。

(景観計画の変更に係る軽微な変更)

第3条 条例第7条第4項に規定する規則で定める軽微な変更は、次の各号に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 法第8条第2項各号に掲げる事項の変更
- (2) 法第8条第3項の規定により定める良好な景観の形成に関する方針の変更
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項の変更

(届出書及び添付書類等)

第4条 法第16条第1項の規定による届出は、景観計画区域内における行為の届出書（第1号様式）により行わなければならない。

- 2 前項の規定による届出は、別表第1の左欄に掲げる届出対象行為の種類ごとに、同表の中欄に掲げる手続の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる届出日（2以上の手続を行う場合には、当該手続のうち最初に到来する届出日）までに行わなければならない。

- 3 第1項に規定する届出書には、省令第1条第2項に規定する図書のほか、条例第7条第1項に規定する景観計画で定める法第8条第4項第2号に掲げる制限に対する措置の状況を記載した書類を添付しなければならない。
- 4 省令第1条第2項第1号ニに掲げる立面図は、建築物又は工作物の外観の全てを表示する面数の立面図とし、産業標準化法（昭和24年法律第185号）に規定する日本産業規格Z8721に定める色相、明度及び彩度の3属性の値を表示したものとする。
- 5 条例第11条第2項各号に掲げる行為の届出には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、行為の規模が大きいため、第1号及び第3号に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に代えることができる。
 - (1) 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの
 - (2) 当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
 - (3) 設計図、造成計画図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの
- 6 第3項及び第5項の規定にかかわらず、市長は、第3項に規定する書類及び第5項各号に掲げる図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

(変更の届出書)

第5条 法第16条第2項の規定による届出は、景観計画区域内における行為の変更届出書（第2号様式）により行わなければならない。

(適用除外)

第6条 条例第11条第3項第4号に規定する規則で定めるものは、東京における自然の保護と回復に関する条例（平成12年東京都条例第216号）第24条に規定する許可を要する行為とする。

- 2 条例第11条第3項第5号に規定する規則で定める工作物は、次の各号に掲げる工作物とする。
 - (1) 煙突、鉄柱、装飾塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの
 - (2) 昇降機、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの
 - (3) 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫（建築物であるものを除く。）その他これらに類するもの
 - (4) 橋りょう
 - (5) 擁壁
 - (6) 墓園その他これに類するもの

3 条例第11条第3項第5号に規定する規則で定める規模は、別表第2の左欄に掲げる行為の種類ごとに、同表の中欄に掲げる景観計画に定められた地域及び地区（以下「地域等」という。）に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる届出を要しない行為の規模とする。

一部改正〔平成24年規則24号〕

（完了等の届出）

第7条 条例第12条の規定による届出は、次の各号に掲げる届出書により行わなければならない。

（1）景観計画区域内における行為の完了届出書（第3号様式）

（2）景観計画区域内における行為の中止届出書（第4号様式）

2 前項第1号に掲げる届出書には、当該届出書に係る行為が完了した後の状況を示す写真並びに撮影位置及び方向を図示した図面を添付しなければならない。

（国の機関又は地方公共団体が行う行為の通知）

第8条 法第16条第5項後段の規定による通知は、景観計画区域内における行為の通知書（第5号様式）により行うものとする。

2 第4条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による通知について準用する。

3 条例第13条第1項の規定による通知は、景観計画区域内における行為の変更通知書（第6号様式）により行うものとする。

4 条例第13条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる通知書により行うものとする。

（1）景観計画区域内における行為の完了通知書（第7号様式）

（2）景観計画区域内における行為の中止通知書（第8号様式）

（届出の要件）

第9条 法第16条第1項の規定による届出に係る行為を行う土地の区域（以下「届出行為区域」という。）が2以上の地域等にまたがるときは、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に掲げる地域等に当該届出行為区域があるものとみなす。

（1）景観形成地区のうち玉川上水地区の一部を含む場合 当該地区

（2）景観形成地区の一部を含む場合（前号に掲げる場合を除く。） 当該地区（2以上の景観形成地区の一部を含む場合は、そのうち最大の面積を占める景観形成地区）

（3）2以上の一般地域（景観特性のまとまりの観点から景観計画で定められた区域をいう。以下同じ。）にまたがる場合 最大の面積を占める一般地域

2 届出行為区域の一部に景観計画に定める景観形成軸又は景観形成拠点を含む場合においては、当該景観形成軸又は景観形成拠点に当該届出行為区域の全部があるものとみなす。

3 前項に規定する景観形成軸及び景観形成拠点（以下「景観形成軸等」という。）に係る景観形成の方針及び基準（以下「景観形成方針等」という。）は、当該届出行為区域のある地域等に係る景観形成方針等に加えて適用する。この場合において、当該届出行為区域に複数の景観形成軸等を含むときは、その全ての景観形成軸等の景観形成方針等を適用する。

一部改正〔平成24年規則24号・29年41号〕

（事前協議）

第9条の2 条例第15条第1項に規定するあらかじめ市長と協議を行わなければならないものは、次の各号に掲げるものとする。

- （1）建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第6号に掲げる建築物の高さ（以下「建築物の高さ」という。）が30メートル以上の建築物
- （2）建築基準法施行令第2条第1項第4号に掲げる延べ面積（以下「延べ面積」という。）が10,000平方メートル以上の建築物
- （3）都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第13項に規定する開発区域の面積（以下「開発区域の面積」という。）が10,000平方メートル以上の開発行為
- （4）集合住宅（共同住宅、長屋、寮又は宿舍をいい、住宅以外の用途を併用するものを含む。）のうち戸数が100戸以上のもの
- （5）その他市長が特に必要と認めるもの

2 条例第15条第1項に規定する協議（以下「事前協議」という。）は、景観計画区域内における行為の事前協議書（第8号様式の2）又は景観計画区域内における行為の変更事前協議書（第8号様式の3）を提出して行わなければならない。

3 事前協議は、法第16条第1項の規定による届出を行う日の60日前までに行うものとする。ただし、事前協議が整った場合は、事前協議終了後に当該届出を行うことができる。

（勧告）

第10条 法第16条第3項の規定による勧告は、勧告書（第9号様式）により行うものとする。

（公表）

第11条 条例第16条第2項の規定による公表は、次の各号に掲げる事項について掲示場への掲示その他の広く市民に周知する方法により行うものとする。

- （1）勧告を受けた者の氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
- （2）勧告を受けた者の住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）
- （3）勧告の内容及び正当な理由がなく当該勧告に従わなかった旨

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 条例第16条第3項に規定する意見を述べ、証拠を提示する機会を与えるときは、当該意見を述べ、証拠を提示する機会を与える者に対し、公表通知書(第10号様式)により通知するものとする。

(変更命令及び原状回復等命令)

第12条 法第17条第1項の規定による命令は、変更命令書(第11号様式)により行うものとする。

2 法第17条第5項の規定による命令は、原状回復等命令書(第12号様式)により行うものとする。

(期間の延長)

第13条 法第17条第4項の規定による通知は、期間延長通知書(第13号様式)により行うものとする。

(景観重要建造物の指定の提案)

第14条 法第20条第1項及び第2項の規定による提案は、景観重要建造物指定提案書(第14号様式)により行わなければならない。

(景観重要建造物の非指定の通知)

第15条 法第20条第3項の規定による通知は、景観重要建造物非指定通知書(第15号様式)により行うものとする。

(景観重要建造物の指定の通知)

第16条 法第21条第1項の規定による通知は、景観重要建造物指定通知書(第16号様式)により行うものとする。

2 前項に規定する通知は、省令第8条第1項第6号に掲げる事項を示す図面で、縮尺2,500分の1以上のものを添付して行うものとする。

(景観重要建造物の標識)

第17条 法第21条第2項に規定する標識(以下この条において「標識」という。)には、次の各号に掲げる事項を表示するものとする。

(1) 指定番号及び指定の年月日

(2) 景観重要建造物の名称

2 標識は、景観重要建造物の所有者等及び管理者と協議のうえ、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

(景観重要建造物の現状変更許可の申請等)

第18条 法第22条第1項に規定する許可の申請は、景観重要建造物の現状を変更しようとする日の

60日前までに、景観重要建造物現状変更許可申請書（第17号様式）を提出して行わなければならない。

2 市長は、法第22条第1項に規定する許可をしたときは、景観重要建造物現状変更許可通知書（第18号様式）により、許可をしないときは景観重要建造物現状変更不許可通知書（第19号様式）により通知するものとする。

（景観重要建造物の原状回復等命令）

第19条 法第23条第1項の規定による命令は、景観重要建造物原状回復等命令書（第20号様式）により行うものとする。

（景観重要建造物の管理の方法の基準）

第20条 条例第19条第4号に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 景観重要建造物が滅失し、又は毀損するおそれがあると認めるときは、直ちに市長と協議して当該景観重要建造物の滅失又は毀損を防ぐ措置を講ずること。
- （2） 景観重要建造物を毀損するおそれのある枯損した木竹又は危険な木竹は、速やかに伐採すること。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のために必要な措置を講ずること。

（景観重要建造物の管理に関する命令又は勧告）

第21条 法第26条の規定による命令は、景観重要建造物の管理に関する命令書（第21号様式）により行うものとする。

2 法第26条の規定による勧告は、景観重要建造物の管理に関する勧告書（第22号様式）により行うものとする。

（景観重要建造物の指定の解除）

第22条 法第27条第3項において準用する法第21条第1項の規定による通知は、景観重要建造物指定解除通知書（第23号様式）により行うものとする。

（景観重要樹木の指定の提案）

第23条 法第29条第1項及び第2項の規定による提案は、景観重要樹木指定提案書（第24号様式）により行わなければならない。

（景観重要樹木の非指定の通知）

第24条 法第29条第3項の規定による通知は、景観重要樹木非指定通知書（第25号様式）により行うものとする。

(景観重要樹木の指定の通知)

第25条 法第30条第1項の規定による通知は、景観重要樹木指定通知書(第26号様式)により行うものとする。

(景観重要樹木の標識)

第26条 法第30条第2項に規定する標識(以下この条において「標識」という。)には、次の各号に掲げる事項を表示するものとする。

- (1) 指定番号及び指定の年月日
- (2) 景観重要樹木の樹種

2 標識は、景観重要樹木の所有者等及び管理者と協議のうえ、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

(景観重要樹木の現状変更許可の申請等)

第27条 法第31条第1項に規定する許可の申請は、景観重要樹木の現状の変更に係る行為に着手する日の60日前までに、景観重要樹木現状変更許可申請書(第27号様式)により行わなければならない。

2 市長は、法第31条第1項に規定する許可をしたときは、景観重要樹木現状変更許可通知書(第28号様式)により、許可をしないときは景観重要樹木現状変更不許可通知書(第29号様式)により通知するものとする。

(景観重要樹木の原状回復等命令)

第28条 法第32条第1項において準用する法第23条第1項の規定による命令は、景観重要樹木原状回復等命令書(第30号様式)により行うものとする。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第29条 条例第21条第3号に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 景観重要樹木が滅失し、又は毀損するおそれがあると認めるときは、直ちに市長と協議して当該景観重要樹木の滅失又は毀損を防ぐ措置を講ずること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、景観重要樹木の良好な景観の保全のために必要な措置を講ずること。

(景観重要樹木の管理に関する命令又は勧告)

第30条 法第34条の規定による命令は、景観重要樹木の管理に関する命令書(第31号様式)により行うものとする。

2 法第34条の規定による勧告は、景観重要樹木の管理に関する勧告書(第32号様式)により行う

ものとする。

(景観重要樹木の指定の解除)

第31条 法第35条第3項において準用する法第30条第1項の規定による通知は、景観重要樹木指定解除通知書(第33号様式)により行うものとする。

(所有者の変更の場合の届出)

第32条 法第43条の規定による届出は、景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者変更届出書(第34号様式)により行わなければならない。

(景観協定)

第33条 条例第23条第2項の規定による認可の申請は、景観協定認可申請書(第35号様式)に、次の各号に掲げる図書を添付して行わなければならない。

- (1) 法第81条第2項各号に掲げる事項を記載した協定書
- (2) 景観協定の目的となる土地の区域(以下「景観協定区域」という。)の位置及び範囲を示す図面
- (3) 土地所有者等の全員が景観協定の締結に合意していることを証する書類
- (4) 土地所有者等の全員の氏名及び住所、当該土地所有者等の有する権利の種類並びに景観協定区域内の土地の地目及び地籍を示す書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

2 市長は、条例第23条第2項の規定により認可をしたときは、景観協定認可通知書(第36号様式)により、認可をしないときはその旨を記載した文書により、当該申請をした者に通知するものとする。

3 条例第23条第3項の規定による景観協定において定めた事項の変更(以下この条において「変更」という。)の認可の申請は、景観協定変更認可申請書(第37号様式)に、第1項各号に掲げる図書を添付して行わなければならない。

4 市長は、変更の認可をしたときは景観協定変更認可通知書(第38号様式)により、認可をしないときはその旨を記載した文書により、当該申請をした者に通知するものとする。

5 条例第23条第3項の規定による景観協定の廃止(以下この条において「廃止」という。)の認可の申請は、景観協定廃止認可申請書(第39号様式)に、土地所有者等の過半数が廃止に合意していることを証する書類を添付して行わなければならない。

6 市長は、廃止の認可をしたときは景観協定廃止認可通知書(第40号様式)により、認可をしないときはその旨を記載した文書により、当該申請をした者に通知するものとする。

(たちかわ景観資産等の認定等)

第34条 条例第24条第4項の規定による通知は、たちかわ景観資産認定通知書（第41号様式）又はたちかわ景観眺望点認定通知書（第42号様式）により行うものとする。

2 条例第24条第6項において準用する同条第4項の規定による通知は、たちかわ景観資産認定解除通知書（第43号様式）又はたちかわ景観眺望点認定解除通知書（第44号様式）により行うものとする。

(たちかわ景観資産の標識)

第35条 条例第24条第5項に規定する標識（以下この条において「標識」という。）には、次の各号に掲げる事項を表示するものとする。

- (1) 認定番号及び認定の年月日
- (2) たちかわ景観資産の名称

2 標識は、たちかわ景観資産の所有者等と協議のうえ、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

(たちかわ景観資産等の現状変更の届出)

第36条 条例第24条第7項の規定による届出は、たちかわ景観資産又はたちかわ景観眺望点の現状を変更しようとする日の30日前までに、たちかわ景観資産現状変更届出書（第45号様式）又はたちかわ景観眺望点現状変更届出書（第46号様式）を提出して行わなければならない。

(景観審議会の組織及び運営)

第37条 条例第27条第1項に規定する立川市景観審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次の各号に掲げる者につき、市長が任命する。

- (1) 学識経験者 6人以内
- (2) 市内で活動する市民団体又は関係団体の構成員 3人以内
- (3) 公募による市民 3人以内

2 審議会に会長及び副会長を置き、学識経験者の中から、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 審議会は、会長が招集する。

6 審議会は、委員の定数の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

7 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところ

ろによる。

8 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門部会の組織及び運営)

第38条 条例第27条第5項に規定する専門部会（以下「専門部会」という。）に部会長及び副部会長を置く。

2 部会長は、専門部会の委員の互選により選出し、副部会長は、専門部会の委員のうちから部会長が指名する。

3 専門部会は、部会長が招集する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 部会長は、調査審議の結果を審議会に報告する。

(審議会庶務)

第39条 審議会の庶務は、まちづくり部都市計画課において処理する。

附 則

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月28日規則第24号)

1 この規則は、平成24年10月1日から施行する。

2 立川市景観条例（平成23年立川市条例第25号）第15条に規定する事前協議を行う際、この規則による改正後の立川市景観条例施行規則（以下「新規則」という。）第9条の2第3項の規定により事前協議を行うものとされた期限が施行日において既に経過している場合にあっては、同項の規定にかかわらず、新規則別表第1に規定する届出日前までに事前協議を行うものとする。

附 則 (平成27年3月31日規則第19号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年9月30日規則第48号)

1 この規則は、平成27年10月1日から施行する。

2 この規則による改正後の立川市景観条例施行規則別表第2の規定は、平成27年10月31日以後の行為の着手について適用し、同日前の行為の着手については、なお従前の例による。

附 則 (平成29年12月28日規則第41号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年5月31日規則第4号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和4年2月18日規則第6号）

この規則は、令和4年2月20日から施行する。

附 則（令和5年5月25日規則第48号）

この規則は、令和5年5月26日から施行する。

別表第1（第4条関係）

届出対象行為の種類	手続	届出日	
法第16条第1項第1号に掲げる建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替	建築基準法（昭和25	第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による建築確認申請	申請の日の30日前
	年法律第201号）	第18条第2項の規定による計画通知	通知の日の30日前
	）	第20条第1号の規定による構造方法の認定の申請	申請の日
	）	第44条第1項第3号その他の規定による特定行政庁の認定の申請	申請の日の30日前
	）	第58条の規定による都市計画で定めた基準の許可の申請	申請の日の30日前
又は色彩の変更	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）	第17条第1項に規定する計画の認定の申請	申請の日の30日前
	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）	第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請	申請の日の30日前

	環境影響評価法（平成9年法律第81号）	第15条の規定による準備書等の送付	送付の日
	東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）	第48条の規定による評価書案等の提出	提出の日
	立川市風致地区条例（平成25年立川市条例第29号）	第3条第1項第5号及び第6号に掲げる行為の許可の申請	申請の日
	行為の着手		着手する日の30日前
法第16条第1項第2号に掲げる工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	建築基準法	第88条第1項又は第2項において準用する同法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による工作物確認申請	申請の日の30日前
	都市計画法	第29条その他の規定による開発行為の許可の申請（都市計画法第4条第11項の規定による特定工作物に係るものに限る。）	申請の日
	立川市風致地区条例	第3条第1項第5号及び第6号に掲げる行為の許可の申請	申請の日
	行為の着手		着手する日の30日前
法第16条第1項第3号に掲げる都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	都市計画法	第29条その他の規定による開発行為の許可の申請	申請の日
		第34条の2第1項に規定する開発行為の協議	協議の日
	立川市風致地区条例	第3条第1項第1号に掲げる行為の許可の申請	申請の日
	行為の着手		着手する日の30日前

条例第11条第2項第1号に掲げる土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	鉱業法（昭和25年法律第289号）	第63条第2項の規定による施業案の認可の申請	申請の日
	採石法（昭和25年法律第291号）	第33条の規定による採取計画の認可の申請	申請の日
	森林法（昭和26年法律第249号）	第10条の2第1項の規定による開発行為の許可の申請	申請の日
		第34条第2項の規定による保安林内の立木の伐採等の許可の申請	申請の日
	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）	第12条第1項の規定による宅地造成等に関する工事の許可の申請	申請の日
		第15条第1項の規定による宅地造成等に関する工事の協議	協議の日
	河川法（昭和39年法律第167号）	第24条の規定による河川区域内の土地の占用の許可の申請	申請の日
		第26条第1項の規定による河川区域内の土地等における工作物の新築等の許可の申請	申請の日
		第27条第1項の規定による河川区域内の土地の形状の変更等の許可の申請	申請の日
		第55条第1項の規定による河川保全区域内の土地の形状の変更等の許可の申請	申請の日
砂利採取法（昭和43年法律第74号）	第16条の規定による採取計画の認可の申請	申請の日	
農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）	第15条の2第1項の規定による農用地区域内の開発行為の許可の申請	申請の日	
環境影響評価法	第15条の規定による準備書等の送付	送付の日	
東京都環境影響評価	第48条の規定による評価書案等の提出	提出の日	

	条例		
	東京における自然の保護と回復に関する条例	第47条第1項の規定による土地の形質を変更する行為の許可の申請	申請の日
	条例	第48条第1項の規定による土地の形質を変更する行為の許可の申請	申請の日
	立川市風致地区条例	第3条第1項第1号及び第3号に掲げる行為の許可の申請	申請の日
	行為の着手		着手する日の 30日前
条例第11条第2項第2号に掲げる屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）	第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請	申請の日
		第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請	申請の日
	立川市風致地区条例	第3条第1項第7号に掲げる行為の許可の申請	申請の日
	行為の着手		着手する日の 30日前

別表第2（第6条関係）

行為の種類	景観計画に定められた地域及び地区	届出を要しない行為の規模
法第16条第1項第1号に掲げる建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	玉川上水地区	次の各号のいずれかに該当するもの (1) 玉川上水に面する敷地において、建築物の延べ面積が10平方メートル未満のもの (2) 玉川上水に面しない敷地において、建築物の高さが10メートル未満であって延べ面積が500平方メートル未満のもの
	五日市街道地区、立川崖線地区及び国分寺崖線地区	次の各号のいずれにも該当するもの (1) 建築物の高さが10メートル未

		<p>満のもの</p> <p>(2) 建築物の延べ面積が500平方メートル未満のもの</p>
	<p>砂川地域、基地跡地関連地域、一般市街地地域、都市軸沿道地区、中心市街地地区及び新市街地地区</p>	<p>次の各号のいずれにも該当するもの</p> <p>(1) 建築物の高さが15メートル未満のもの</p> <p>(2) 建築物の延べ面積が1,000平方メートル未満のもの</p>
<p>法第16条第1項第2号に掲げる工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</p>	<p>都市軸沿道地区、中心市街地地区及び新市街地地区</p>	<p>次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 第6条第2項第1号から第3号までに掲げる工作物で、次のいずれにも該当するもの</p> <p>ア 工作物の高さが10メートル未満のもの</p> <p>イ 工作物の築造面積が1,000平方メートル未満のもの</p> <p>(2) 第6条第2項第4号に掲げる工作物</p> <p>(3) 第6条第2項第5号に掲げる工作物で、高さが2メートル未満のもの</p> <p>(4) 第6条第2項第6号に掲げる工作物で、区域面積が1,000平方メートル未満のもの</p>
	<p>玉川上水地区</p>	<p>次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 第6条第2項第1号から第3号までに掲げる工作物で、次のいずれにも該当するもの</p> <p>ア 工作物の高さが10メートル未</p>

		<p>満のもの</p> <p>イ 工作物の築造面積が1,000平方メートル未満のもの</p> <p>(2) 第6条第2項第5号に掲げる工作物で、高さが2メートル未満のもの</p> <p>(3) 第6条第2項第6号に掲げる工作物で、区域面積が3,000平方メートル未満のもの</p>
	<p>五日市街道地区、立川崖線地区及び国分寺崖線地区</p>	<p>次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 第6条第2項第1号から第3号までに掲げる工作物で、次のいずれにも該当するもの</p> <p>ア 工作物の高さが10メートル未満のもの</p> <p>イ 工作物の築造面積が1,000平方メートル未満のもの</p> <p>(2) 第6条第2項第4号に掲げる工作物</p> <p>(3) 第6条第2項第5号に掲げる工作物で、高さが2メートル未満のもの</p> <p>(4) 第6条第2項第6号に掲げる工作物で、区域面積が3,000平方メートル未満のもの</p>
	<p>一般地域</p>	<p>次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 第6条第2項第1号から第3号までに掲げる工作物で、次のいずれにも該当するもの</p>

		<p>ア 工作物の高さが10メートル未満のもの</p> <p>イ 工作物の築造面積が1,000平方メートル未満のもの</p> <p>(2) 第6条第2項第4号に掲げる工作物</p> <p>(3) 第6条第2項第5号に掲げる工作物で、高さが2メートル未満のもの</p> <p>(4) 第6条第2項第6号に掲げる工作物で、区域面積が5,000平方メートル未満のもの</p>
法第16条第1項第3号に掲げる都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	景観計画区域全域	都市計画法第4条第13項に規定する開発区域の面積が3,000平方メートル未満のもの
<p>条例第11条第2項第1号に掲げる土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更</p> <p>条例第11条第2項第2号に掲げる屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積</p>	景観計画区域内で都市軸沿道地区及び中心市街地地区以外の地域等	<p>施行する土地の区域の面積が3,000平方メートル未満のもの</p>

第1号様式（第4条関係）
第1号様式（第4条関係）

（1面）

景観計画区域内における行為の届出書

年 月 日

立川市長 殿

届出者（事業主）住 所

氏 名

〔 法人その他の団体にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

立川市景観条例第11条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の場所	地名地番	
	地域等の別	

届出対象行為の種類、設計又は施行方法	届出対象行為		届出対象行為の内容			
	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（景観法第 16 条第 1 項第 1 号）	区分	新築・増築・改築・移転・外観の変更（修繕・模様替・色彩変更）			
用途		高さ	m	階数	階	
計画戸数		戸	敷地面積	m ²	延べ面積	m ²
外壁色彩のマンセル値 [*] （主な色を記入）		外壁基本色	色相()	明度()	彩度()	
		強調色	色相()	明度()	彩度()	
		屋根色	色相()	明度()	彩度()	
許可等を取得する他法令の手続 () 予定日： 年 月 日 (東京都景観条例に基づく大規模建築物等の建築等に係る事前協議案件の場合) 事前協議書受付番号： 第 号 年 月 日						
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（景観法第 16 条第 1 項第 2 号）	区分	新設・増築・改築・移転・外観の変更（修繕・模様替・色彩変更）				
	用途				築造面積	m ²
	高さ	m	擁壁の仕上げ（素材・方法）			
	外壁色彩のマンセル値	外壁基本色 色相() / 明度() / 彩度()				
	許可等を取得する他法令の手続 () 予定日： 年 月 日					
都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為（景観法第 16 条第 1 項第 3 号）	開発区域の面積	m ²	構築する施設			
	法面及び擁壁の高さ	m	法面及び擁壁の長さ			m
	許可等を取得する他法令の手続 () 予定日： 年 月 日					
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更（立川市景観条例第 11 条第 2 項第 1 号）	施行する土地の区域の面積	m ²	構築する施設			
	法面及び擁壁の高さ	m	法面及び擁壁の長さ			m
	遮へい塀色彩のマンセル値	基本色 色相() / 明度() / 彩度()				
	許可等を取得する他法令の手続 () 予定日： 年 月 日					

※マンセル値とは、産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）に規定する日本産業規格 Z 8 7 2 1 に定める色相、明度及び彩度の 3 属性の値をいう。

屋外における土石、 廃棄物、再生資源 その他の物件の堆 積（立川市景観条例 第 11 条第 2 項第 2 号）	堆積を行う土地の区域 の面積	構築する施設	
		m ²	
	法面及び擁壁の高さ	法面及び擁壁の長さ	m
		m	
	遮へい塀色彩 のマンセル値	基本色色相()/明度()/彩度()	
	許可等を取得する他法令の手続 () 予定日： 年 月 日		
景観計画区域内におけ る行為の事前協議書受 付番号 (立川市景観条例第 15 条)	年 月 日 第 号		
行為の期間	着手予定日	年 月 日	
	完了予定日	年 月 日	
景観に 関する 情報の 提供	種別	<input type="checkbox"/> 説明会(回) <input type="checkbox"/> 個別訪問	
		<input type="checkbox"/> その他()	
	情報提供を行った 日又は期間	年 月 日～ 年 月 日	人数 人
	使用した図書		
	出された意見及び それに対する措置		
備考			

第2号様式（第5条関係）
第2号様式（第5条関係）

景観計画区域内における行為の変更届出書

年 月 日

立川市長 殿

届出者（事業主） 住 所
氏 名

〔法人その他の団体にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

景観法第16条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

景観計画区域内における 行為の届出書受付番号		年 月 日 第 号	
行為の場所	地名地番		
	地域等の別		
設計又は施行方法の変更 の概要		変更前	変更後
変更理由			

第3号様式（第7条関係）
 第3号様式（第7条関係）

景観計画区域内における行為の完了届出書

年 月 日

立川市長 殿

届出者（事業主） 住 所
 氏 名

〔法人その他の団体にあつては、主たる
 事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

立川市景観条例第12条の規定により、次のとおり届け出ます。

景観計画区域内における 行為の届出書受付番号		年 月 日 第 号
行為の場所	地名地番	
	地域等の別	
行為の完了年月日		年 月 日

第4号様式（第7条関係）
 第4号様式（第7条関係）

景観計画区域内における行為の中止届出書

年 月 日

立川市長 殿

届出者（事業主） 住 所
 氏 名

〔法人その他の団体にあつては、主たる
 事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

立川市景観条例第12条の規定により、次のとおり届け出ます。

景観計画区域内における 行為の届出書受付番号		年 月 日 第 号
行為の場所	地名地番	
	地域等の別	
行為の中止年月日		年 月 日
中止の理由		

第5号様式（第8条関係）
第5号様式（第8条関係）

（1面）

景観計画区域内における行為の通知書

年 月 日

立川市長 殿

通知者 住 所

団体名

（機関名）

代表者

景観法第16条第5項の規定により、次のとおり通知します。

行為の場所	地名地番	
	地域等の別	

通知対象行為の種類、設計又は施行方法	通知対象行為		通知対象行為の内容			
	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（景観法第16条第1項第1号）	区分	新築・増築・改築・移転・外観の変更（修繕・模様替・色彩変更）			
用途		高さ	m	階数	階	
計画戸数		敷地面積	延べ面積	m ²		
外壁色彩のマンセル値 [※] （主な色を記入）		外壁基本色	色相()/明度()/彩度()			
		強調色	色相()/明度()/彩度()			
		屋根色	色相()/明度()/彩度()			
許可等を取得する他法令の手続 () 予定日： 年 月 日 (東京都景観条例に基づく大規模建築物等の建築等に係る事前協議案件の場合) 事前協議書受付番号： 第 号 年 月 日						
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（景観法第16条第1項第2号）	区分	新設・増築・改築・移転・外観の変更（修繕・模様替・色彩変更）				
	用途	築造面積 m ²				
	高さ	m	擁壁の仕上げ（素材・方法）			
	外壁色彩のマンセル値	外壁基本色 色相()/明度()/彩度()				
	許可等を取得する他法令の手続 () 予定日： 年 月 日					
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（景観法第16条第1項第3号）	開発区域の面積	m ²	構築する施設			
	法面及び擁壁の高さ	m	法面及び擁壁の長さ m			
	許可等を取得する他法令の手続 () 予定日： 年 月 日					
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更（立川市景観条例第11条第2項第1号）	施行する土地の区域の面積	m ²	構築する施設			
	法面及び擁壁の高さ	m	法面及び擁壁の長さ m			
	遮へい塀色彩のマンセル値	基本色 色相()/明度()/彩度()				
	許可等を取得する他法令の手続 () 予定日： 年 月 日					

※マンセル値とは、産業標準化法（昭和24年法律第185号）に規定する日本産業規格 Z 8 7 2 1 に定める色相、明度及び彩度の3属性の値をいう。

屋外における土石、 廃棄物、再生資源 その他の物件の堆 積（立川市景観条例 第 11 条第 2 項第 2 号）	堆積を行う土地の区域 の面積	構築する施設	
	法面及び擁壁の高さ	法面及び擁壁の長さ	
	遮へい塀色彩 のマンセル値	基本色色相()/明度()/彩度()	
	許可等を取得する他法令の手續 () 予定日： 年 月 日		
景観計画区域内におけ る行為の事前協議書受 付番号 (立川市景観条例第 15 条)	年 月 日 第 号		
行為の期間	着手予定日	年 月 日	
	完了予定日	年 月 日	
景観に 関する 情報の 提供	種別	<input type="checkbox"/> 説明会(回) <input type="checkbox"/> 個別訪問 <input type="checkbox"/> その他()	
	情報提供を行った 日又は期間	年 月 日～ 年 月 日	人数 人
	使用した図書		
	出された意見及び それに対する措置		
備考			

第6号様式（第8条関係）
第6号様式（第8条関係）

景観計画区域内における行為の変更通知書

年 月 日

立川市長 殿

通知者 住 所
団体名
(機関名)
代表者

立川市景観条例第13条第1項の規定により、次のとおり通知します。

景観計画区域内における 行為の通知書受付番号		年 月 日 第 号	
行為の場所	地名地番		
	地域等の別		
設計又は施行方法の変更 の概要		変更前	変更後
変更理由			

第7号様式（第8条関係）
第7号様式（第8条関係）

景観計画区域内における行為の完了通知書

年 月 日

立川市長 殿

通知者 住 所
団体名
(機関名)
代表者

立川市景観条例第13条第2項の規定により、次のとおり通知します。

景観計画区域内における 行為の通知書受付番号		年 月 日 第 号
行為の場所	地名地番	
	地域等の別	
行為の完了年月日		年 月 日

第8号様式（第8条関係）
第8号様式（第8条関係）

景観計画区域内における行為の中止通知書

年 月 日

立川市長 殿

通知者 住 所
団体名
(機関名)
代表者

立川市景観条例第13条第2項の規定により、次のとおり通知します。

景観計画区域内における 行為の通知書受付番号		年 月 日 第 号
行為の場所	地名地番	
	地域等の別	
行為の中止年月日		年 月 日
中止の理由		

第8号様式の2（第9条の2関係）
第8号様式の2（第9条の2関係）

（1面）

景観計画区域内における行為の事前協議書

年 月 日

立川市長 殿

協議者（事業主）住 所

氏 名

〔 法人その他の団体にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

立川市景観条例第15条第1項の規定により、次のとおり協議します。

行為の場所	地名地番	
	地域等の別	

協議対象行為の種類、設計又は施行方法	協議対象行為		協議対象行為の内容			
	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（景観法第16条第1項第1号）	区分	新築・増築・改築・移転・外観の変更（修繕・模様替・色彩変更）			
用途		高さ	m	階数	階	
計画戸数		戸	敷地面積	m ²	延べ面積	m ²
外壁色彩のマンセル値*（主な色を記入）		外壁基本色色相()/明度()/彩度()				
		強調色 色相()/明度()/彩度()				
		屋根色 色相()/明度()/彩度()				
許可等を取得する他法令の手続 () 予定日： 年 月 日 (東京都景観条例に基づく大規模建築物等の建築等に係る事前協議案件の場合) 事前協議書受付番号： 第 号 年 月 日						
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（景観法第16条第1項第2号）	区分	新設・増築・改築・移転・外観の変更（修繕・模様替・色彩変更）				
	用途	築造面積			m ²	
	高さ	m	擁壁の仕上げ（素材・方法）			
	外壁色彩のマンセル値	外壁基本色色相()/明度()/彩度()				
	許可等を取得する他法令の手続 () 予定日： 年 月 日					
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（景観法第16条第1項第3号）	開発区域の面積	m ²	構築する施設			
	法面及び擁壁の高さ	m	法面及び擁壁の長さ			
	許可等を取得する他法令の手続 () 予定日： 年 月 日					
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更（立川市景観条例第11条第2項第1号）	施行する土地の区域の面積	m ²	構築する施設			
	法面及び擁壁の高さ	m	法面及び擁壁の長さ			
	遮へい塀色彩のマンセル値	基本色色相()/明度()/彩度()				
	許可等を取得する他法令の手続 () 予定日： 年 月 日					

※マンセル値とは、産業標準化法（昭和24年法律第185号）に規定する日本産業規格 Z 8 7 2 1 に定める色相、明度及び彩度の3属性の値をいう。

	屋外における土石、 廃棄物、再生資源 その他の物件の堆 積（立川市景観条例 第 11 条第 2 項第 2 号）	堆積を行う土地の区域 の面積	構築する施設
			m ²
		法面及び擁壁の高さ	法面及び擁壁の長さ
			m
		遮へい塀色彩 のマンセル値	基本色色相()/明度()/彩度()
		許可等を取得する他法令の手続 () 予定日： 年 月 日	
行為の期間		着手予定日	年 月 日
		完了予定日	年 月 日
景観に 関する 情報の 提供	種別	<input type="checkbox"/> 説明会（ 回） <input type="checkbox"/> 個別訪問 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	情報提供を行った 日又は期間	年 月 日～ 年 月 日	人数 人
	使用した図書		
	出された意見及び それに対する措置		
備考			

第8号様式の3（第9条の2関係）
 第8号様式の3（第9条の2関係）

景観計画区域内における行為の変更事前協議書

年 月 日

立川市長 殿

協議者（事業主） 住 所
 氏 名

〔法人その他の団体にあつては、主たる
 事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

立川市景観条例第15条第1項の規定により、次のとおり協議します。

景観計画区域内における 行為の事前協議書受付番 号		年 月 日 第 号
景観計画区域内における 行為の届出(通知)書受付 番号		年 月 日 第 号
行為の場所	地名地番	
	地域等の別	
設計又は施行方法の変更 の概要		変更前
		変更後
変更理由		

第 号
年 月 日

様

立川市長



勸 告 書

年 月 日付けで届出のあった行為については、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認められるので、景観法第16条第3項の規定により、次の措置をとることを勧告します。

なお、勧告に従わない場合は、立川市景観条例第16条第2項の規定により、氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びにその事実を公表する場合があります。

- 1 届出のあった行為
- 2 適合しないと認められる理由
- 3 とるべき措置
- 4 履行期限 年 月 日
- 5 報告期限 年 月 日
- 6 報告先

第10号様式（第11条関係）
第10号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

立川市長



公 表 通 知 書

景観法第16条第3項の規定に基づく勧告を行いましたが、正当な理由なく同勧告に従わなかったため、立川市景観条例第16条第2項の規定によりその旨を公表することとしました。

ついては、市が公表することに対して意見を述べ、証拠を提示する機会を付与しますので、意見がある場合は、 年 月 日までに立川市長に対して意見書を提出してください。

公表予定の内容	
氏名及び住所	
勧告の内容	
勧告に従わない事実	
その他	

（表）

第 号
年 月 日

様

立川市長



変 更 命 令 書

あなたがしようとする、又はした行為については、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないと認められるので、景観法第17条第1項の規定により、次の措置をとることを命じます。

なお、この命令に従わない場合は、同法第102条第1項の規定により、50万円以下の罰金に処されることがあります。

- 1 制限に適合しないと認められる行為
- 2 適合しないと認められる理由
- 3 とるべき措置
- 4 履行期限 年 月 日
- 5 報告期限 年 月 日
- 6 報告先

(裏)

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、立川市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、立川市を被告として（訴訟において立川市を代表する者は立川市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

（表）

第 号
年 月 日

様

立川市長



原 状 回 復 等 命 令 書

第 号により通知した変更命令に係る行為については、景観法第17条第5項の規定により、原状回復又はこれに代わるべき措置をとることを命じます。

なお、この命令に従わない場合は、同法第101条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。

- 1 原状回復等命令の対象となる行為
- 2 命令の理由
- 3 とるべき措置
- 4 履行期限 年 月 日
- 5 報告期限 年 月 日
- 6 報告先

(裏)

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、立川市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、立川市を被告として（訴訟において立川市を代表する者は立川市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号
年 月 日

様

立川市長



期 間 延 長 通 知 書

年 月 日付けで届出のあった行為については、景観法第17条第4項の規定により、次のとおり期間を延長したので通知します。

1 届出のあった行為

2 延長した期間

年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）

3 延長の理由

景観重要建造物指定提案書

年 月 日

立川市長 殿

提案者 住 所

氏 名

〔 法人その他の団体にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

景観法第20条第 項の規定により、次の建造物を景観重要建造物に指定することを提案します。

- 1 建築物の名称
- 2 建造物の所在地
- 3 建造物の所有者の住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- 4 建築年 年（築年数 年）
- 5 設計者
- 6 施行者
- 7 外観の特徴
- 8 提案の理由（景観上の重要性等）

第 号
年 月 日

様

立川市長



景観重要建造物非指定通知書

景観法第20条第 項の規定により景観重要建造物の指定の提案があった建造物については、指定しないこととしたので、同法第20条第3項の規定により次のとおり通知します。

- 1 建造物の名称
- 2 建造物の所在地
- 3 提案年月日 年 月 日
- 4 建造物の所有者の氏名及び住所
- 5 指定しない理由

第 号
年 月 日

様

立川市長



景観重要建造物指定通知書

景観法第19条第1項の規定により、次の建造物を景観重要建造物に指定したので通知します。

- 1 景観重要建造物の名称
- 2 景観重要建造物の所在地
- 3 指定番号 号
- 4 指定年月日 年 月 日
- 5 景観重要建造物の所有者の氏名及び住所
- 6 指定の理由となった外観の特徴
- 7 景観法第19条第1項に規定する土地その他の物件の範囲
別添のとおり

景観重要建造物現状変更許可申請書

年 月 日

立川市長 殿

申請者 住 所

氏 名

〔 法人その他の団体にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

景観重要建造物の現状変更の許可を受けたいので、景観法第22条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 景観重要建造物の名称
- 2 景観重要建造物の所在地
- 3 指定番号 号
- 4 指定年月日 年 月 日
- 5 現状変更の場所
- 6 現状変更行為の種類
- 7 設計方法又は施行方法（現状変更行為の概要）
- 8 現状変更の理由
- 9 着手予定日 年 月 日
- 10 完了予定日 年 月 日

（注意）当該行為の設計仕様書及び設計図、当該建造物の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す縮尺2,500分の1以上の図面、当該建造物及び当該行為をしようとする箇所の写真、申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書を添付してください。

第 号
年 月 日

様

立川市長



景観重要建造物現状変更許可通知書

年 月 日付けで申請のあった景観重要建造物の現状変更については、景観法第22条第1項の規定により、次のとおり許可します。

- 1 景観重要建造物の名称
- 2 景観重要建造物の所在地
- 3 指定番号 号
- 4 指定年月日 年 月 日
- 5 現状変更の場所
- 6 現状変更行為の種類
- 7 設計方法又は施行方法（現状変更行為の概要）
- 8 着手予定日 年 月 日
- 9 完了予定日 年 月 日
- 10 許可の条件

第19号様式（第18条関係）
第19号様式（第18条関係）

第 号
年 月 日

様

立川市長

印

景観重要建造物現状変更不許可通知書

年 月 日付けで申請のあった景観重要建造物の現状変更については、次のとおり許可しないこととしたので通知します。

- 1 指定番号 号
- 2 指定年月日 年 月 日
- 3 景観重要建造物の名称
- 4 景観重要建造物の所在地
- 5 許可しない理由

(裏)

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、立川市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、立川市を被告として（訴訟において立川市を代表する者は立川市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

（表）

第 号
年 月 日

様

立川市長



景観重要建造物原状回復等命令書

あなたが行った行為は、景観法第22条第1項の規定又は同条第3項の規定により許可に付された条件に違反しているので、同法第23条第1項の規定により、次のとおり原状回復又はこれに代わるべき措置をとることを命じます。

なお、この命令に従わない場合は、同法第103条の規定により、30万円以下の罰金に処されることがあります。

- 1 原状回復等命令の対象となる景観重要建造物の名称及び指定番号
- 2 命令の理由
- 3 とるべき措置
- 4 履行期限 年 月 日
- 5 報告期限 年 月 日
- 6 報告先

(裏)

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、立川市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、立川市を被告として（訴訟において立川市を代表する者は立川市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

（表）

第 号
年 月 日

様

立川市長

印

景観重要建造物の管理に関する命令書

あなたが所有又は管理する景観重要建造物は、{ 管理が適当でないため滅失し、
又は毀損するおそれがある} 管理が立川市景観条例に従って
と認められるため、景観法第 26 条の規定により、次
の措置をとることを命じます。

なお、この命令に従わない場合は、同法第 105 条の規定により、30 万円以下の
過料に処されることがあります。

- 1 命令の対象となる景観重要建造物の名称及び指定番号
- 2 命令の理由
- 3 とるべき措置
- 4 履行期限 年 月 日
- 5 報告期限 年 月 日
- 6 報告先

(裏)

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、立川市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、立川市を被告として（訴訟において立川市を代表する者は立川市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号
年 月 日

様

立川市長



景観重要建造物の管理に関する勧告書

あなたが所有又は管理する景観重要建造物は、[管理が適当でないため滅失し、
管理が立川市景観条例に従って
又は毀損するおそれがある]と認められるため、景観法第26条の規定により、次
適切に行われていない
の措置をとることを勧告します。

- 1 勧告の対象となる景観重要建造物の名称及び指定番号
- 2 勧告の理由
- 3 とるべき措置
- 4 履行期限 年 月 日
- 5 報告期限 年 月 日
- 6 報告先

第 号
年 月 日

様

立川市長



景観重要建造物指定解除通知書

景観法第 27 条第 項の規定により、次の建造物の景観重要建造物の指定を解除したので通知します。

- 1 景観重要建造物の名称
- 2 景観重要建造物の所在地
- 3 指定番号 号
- 4 指定年月日 年 月 日
- 5 解除の理由

景観重要樹木指定提案書

年 月 日

立川市長 殿

提案者 住 所

氏 名

〔 法人その他の団体にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

景観法第29条第 項の規定により、次の樹木を景観重要樹木に指定することを
提案します。

- 1 樹木の樹種
- 2 樹木の所在地
- 3 樹木の所有者の住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）
- 4 樹容の特徴
- 5 提案の理由（景観上の重要性等）

第 号
年 月 日

様

立川市長



景観重要樹木非指定通知書

景観法第 29 条第 項の規定により景観重要樹木の指定の提案があった樹木については、指定しないこととしたので、同法第 29 条第 3 項の規定により次のとおり通知します。

- 1 樹木の樹種
- 2 樹木の所在地
- 3 提案年月日 年 月 日
- 4 樹木の所有者の氏名及び住所
- 5 指定しない理由

第 号
年 月 日

様

立川市長



景観重要樹木指定通知書

景観法第 28 条第 1 項の規定により、次の樹木を景観重要樹木に指定したので通知します。

- 1 景観重要樹木の樹種
- 2 景観重要樹木の所在地
- 3 指定番号 号
- 4 指定年月日 年 月 日
- 5 景観重要樹木の所有者の氏名及び住所
- 6 指定の理由となった樹容の特徴

景観重要樹木現状変更許可申請書

年 月 日

立川市長 殿

申請者 住 所

氏 名

〔 法人その他の団体にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

景観重要樹木の現状変更の許可を受けたいので、景観法第31条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 景観重要樹木の樹種
- 2 景観重要樹木の所在地
- 3 指定番号 号
- 4 指定年月日 年 月 日
- 5 現状変更の場所
- 6 現状変更行為の種類
- 7 施行方法（現状変更行為の概要）
- 8 現状変更の理由
- 9 着手予定日 年 月 日
- 10 完了予定日 年 月 日

（注意）当該行為の設計仕様書及び設計図、当該樹木の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す縮尺2,500分の1以上の図面、当該樹木及び当該行為をしようとする箇所の写真、申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書を添付してください。

第 号
年 月 日

様

立川市長



景観重要樹木現状変更許可通知書

年 月 日付けで申請のあった景観重要樹木の現状変更については、
景観法第 31 条第 1 項の規定により、次のとおり許可します。

- 1 景観重要樹木の樹種
- 2 景観重要樹木の所在地
- 3 指定番号 号
- 4 指定年月日 年 月 日
- 5 現状変更の場所
- 6 現状変更行為の種類
- 7 施行方法（現状変更行為の概要）
- 8 着手予定日 年 月 日
- 9 完了予定日 年 月 日
- 10 許可の条件

（表）

第 号
年 月 日

様

立川市長

印

景観重要樹木現状変更不許可通知書

年 月 日付けで申請のあった景観重要樹木の現状変更については、
次のとおり許可しないこととしたので通知します。

- 1 指定番号 号
- 2 指定年月日 年 月 日
- 3 景観重要樹木の樹種
- 4 景観重要樹木の所在地
- 5 許可しない理由

(裏)

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、立川市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、立川市を被告として（訴訟において立川市を代表する者は立川市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

（表）

第 号
年 月 日

様

立川市長

印

景観重要樹木原状回復等命令書

あなたが行った行為は、景観法第31条第1項の規定又は同条第2項の規定において準用する同法第22条第3項の規定により同法第31条第1項本文の規定による許可に付された条件に違反しているので、同法第32条第1項において準用する同法第23条第1項の規定により、次のとおり原状回復又はこれに代わるべき措置をとることを命じます。

なお、この命令に従わない場合は、同法第103条の規定により、30万円以下の罰金に処されることがあります。

- 1 原状回復等命令の対象となる景観重要樹木の樹種及び指定番号
- 2 命令の理由
- 3 とるべき措置
- 4 履行期限 年 月 日
- 5 報告期限 年 月 日
- 6 報告先

(裏)

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、立川市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、立川市を被告として（訴訟において立川市を代表する者は立川市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

（表）

第 号
年 月 日

様

立川市長

印

景観重要樹木の管理に関する命令書

あなたが所有又は管理する景観重要樹木は、[管理が適当でないため滅失し、
管理が立川市景観条例に従って
又は毀損するおそれがある]と認められるため、景観法第 34 条の規定により、次
適切に行われていない
の措置をとることを命じます。

なお、この命令に従わない場合は、同法第 105 条の規定により、30 万円以下の
過料に処されることがあります。

- 1 命令の対象となる景観重要樹木の樹種及び指定番号
- 2 命令の理由
- 3 とるべき措置
- 4 履行期限 年 月 日
- 5 報告期限 年 月 日
- 6 報告先

(裏)

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、立川市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、立川市を被告として（訴訟において立川市を代表する者は立川市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号
年 月 日

様

立川市長



景観重要樹木の管理に関する勧告書

あなたが所有又は管理する景観重要樹木は、[管理が適当でないため滅失し、
管理が立川市景観条例に従って
又は毀損するおそれがある]と認められるため、景観法第 34 条の規定により、次
適切に行われていない
の措置をとることを勧告します。

- 1 勧告の対象となる景観重要樹木の樹種及び指定番号
- 2 勧告の理由
- 3 とるべき措置
- 4 履行期限 年 月 日
- 5 報告期限 年 月 日
- 6 報告先

第 号
年 月 日

様

立川市長



景観重要樹木指定解除通知書

景観法第 35 条第 項の規定により、次の樹木の景観重要樹木の指定を解除したので通知します。

- 1 景観重要樹木の樹種
- 2 景観重要樹木の所在地
- 3 指定番号 号
- 4 指定年月日 年 月 日
- 5 解除の理由

景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者変更届出書

年 月 日

立川市長 殿

申請者 住 所

氏 名

〔 法人その他の団体にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者が変更したので、景観法第43条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 景観重要建造物の名称又は景観重要樹木の樹種
- 2 景観重要建造物又は景観重要樹木の所在地
- 3 指定番号 号
- 4 指定年月日 年 月 日
- 5 変更前の所有者の住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- 6 変更後の所有者の住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- 7 変更年月日 年 月 日
- 8 変更の理由

景観協定認可申請書

年 月 日

立川市長 殿

申請者 住 所

氏 名

〔 法人その他の団体にあつては、主たる
 事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

景観協定の認可を受けたいので、立川市景観条例第 23 条第 2 項の規定により、
 次のとおり申請します。

景観協定の名称					
土地所有者等の 人数	土地の 所有者	土地の 借地権者	景 観 法 第 91 条 第 1 項 に 規 定 す る 借 主	景 観 法 第 91 条 第 2 項 に 規 定 す る 権 利 者	計
	人	人	人	人	人
景観協定区域の 所在地					
景観協定区域隣 接地の所在地					
景観協定の有効 期間	年 月 日から 年 月 日まで				

第36号様式（第33条関係）
第36号様式（第33条関係）

第 号
年 月 日

様

立川市長



景 観 協 定 認 可 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった景観協定の認可については、立川市景観
条例第23条第2項の規定により認可したので、次のとおり通知します。

- 1 景観協定の名称
- 2 認可番号 号
- 3 認可年月日 年 月 日

景観協定変更認可申請書

年 月 日

立川市長 殿

申請者 住 所

氏 名

〔 法人その他の団体にあつては、主たる
 事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

景観協定の変更の認可を受けたいので、立川市景観条例第 23 条第 3 項の規定により、次のとおり申請します。

景観協定の名称					
認可年月日及び 認可番号		年 月 日（第 号）			
変更の理由					
変更する 事項	変更前				
	変更後				
変更後の土地所 有者等の人数	土地の 所有者	土地の 借地権者	景 観 法 第 91 条 第 1 項 に 規 定 す る 借 主	景 観 法 第 91 条 第 2 項 に 規 定 す る 権 利 者	計
	人	人	人	人	人

第 号
年 月 日

様

立川市長



景 観 協 定 変 更 認 可 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった景観協定の変更の認可については、立川市景観条例第 23 条第 3 項の規定により認可したので、次のとおり通知します。

- 1 景観協定の名称
- 2 認可番号 号
- 3 認可年月日 年 月 日
- 4 変更年月日 年 月 日

第39号様式（第33条関係）
 第39号様式（第33条関係）

景観協定廃止認可申請書

年 月 日

立川市長 殿

申請者 住 所
 氏 名

〔法人その他の団体にあつては、主たる
 事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

景観協定の廃止の認可を受けたいので、立川市景観条例第23条第3項の規定により、次のとおり申請します。

景観協定の名称					
認可年月日及び 認可番号	年 月 日（第 号）				
廃止の理由					
土地所有者等の 人数	土地の 所有者	土地の 借地権者	景観法第 91条第1 項に規定 する借主	景観法第 91条第2 項に規定 する権利 者	計
	人	人	人	人	人
景観協定の廃止 に係る合意者数 及びその割合	人（ %）				

第 号
年 月 日

様

立川市長



景観協定廃止認可通知書

年 月 日付けで申請のあった景観協定の廃止の認可については、立川市景観条例第23条第3項の規定により認可したので、次のとおり通知します。

- 1 景観協定の名称
- 2 認可番号 号
- 3 認可年月日 年 月 日
- 4 廃止年月日 年 月 日

第 号
年 月 日

様

立川市長



たちかわ景観資産認定通知書

立川市景観条例第 24 条第 1 項の規定により、次のとおりたちかわ景観資産に認定したので通知します。

- 1 たちかわ景観資産の名称
- 2 たちかわ景観資産の所在地
- 3 たちかわ景観資産の種類
- 4 認定番号 号
- 5 認定年月日 年 月 日
- 6 たちかわ景観資産の所有者の氏名及び住所
- 7 認定の理由となった外観の特徴

第 号
年 月 日

様

立川市長



たちかわ景観眺望点認定通知書

立川市景観条例第 24 条第 2 項の規定により、次のとおりたちかわ景観眺望点に認定したので通知します。

- 1 たちかわ景観眺望点の名称
- 2 たちかわ景観眺望点の所在地
- 3 認定番号 号
- 4 認定年月日 年 月 日
- 5 たちかわ景観眺望点の所有者の氏名及び住所
- 6 認定の理由となった眺望の特徴

第 号
年 月 日

様

立川市長



たちかわ景観資産認定解除通知書

立川市景観条例第 24 条第 6 項の規定において準用する同条第 4 項の規定により、
次のとおりたちかわ景観資産に認定を解除したので通知します。

- 1 たちかわ景観資産の名称
- 2 たちかわ景観資産の所在地
- 3 たちかわ景観資産の種類
- 4 認定番号 号
- 5 認定年月日 年 月 日
- 6 たちかわ景観資産の所有者の氏名及び住所
- 7 解除の理由

第 号
年 月 日

様

立川市長



たちかわ景観眺望点認定解除通知書

立川市景観条例第24条第6項の規定において準用する同条第4項の規定により、
次のとおりたちかわ景観眺望点に認定を解除したので通知します。

- 1 たちかわ景観眺望点の名称
- 2 たちかわ景観眺望点の所在地
- 3 認定番号 号
- 4 認定年月日 年 月 日
- 5 たちかわ景観眺望点の所有者の氏名及び住所
- 6 解除の理由

たちかわ景観資産現状変更届出書

年 月 日

立川市長 殿

申請者 住 所
氏 名

〔 法人その他の団体にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

たちかわ景観資産の現状変更をしたいので、立川市景観条例第24条第7項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 たちかわ景観資産の名称
- 2 たちかわ景観資産の所在地
- 3 たちかわ景観資産の種類
- 4 認定番号 号
- 5 認定年月日 年 月 日
- 6 現状変更行為の概要
- 7 現状変更の理由
- 8 着手予定日 年 月 日
- 9 完了予定日 年 月 日

第46号様式（第36条関係）
第46号様式（第36条関係）

たちかわ景観眺望点現状変更届出書

年 月 日

立川市長 殿

申請者 住所
氏名

〔 法人その他の団体にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

たちかわ景観眺望点の現状変更をしたいので、立川市景観条例第24条第7項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 たちかわ景観眺望点の名称
- 2 たちかわ景観眺望点の所在地
- 3 認定番号 号
- 4 認定年月日 年 月 日
- 5 現状変更行為の概要
- 6 現状変更の理由
- 7 着手予定日 年 月 日
- 8 完了予定日 年 月 日